

◆巻頭

税金 コンビニ収納、市税・軽自動車の減免など

◆工事発注

平成24年度上半期工事発注予定を公表

◆庁舎案内

市役所庁舎内配置図

◆広聴

市長直送便

◆被災者支援

被災中小企業者への支援制度のお知らせ

◆巻末

派遣職員紹介～古賀龍一郎さん(佐賀県武雄市)～

べんきょうも、うんどうも がんばろうね!!

4月初旬に市内の小中学校で入学式が行われ、小学校135人、中学校190人の門出を祝いました。このうち、長部小学校(薄衣裕昭校長、児童67人)では、6人の1年生が入学。入学児童呼名の際、一人ひとり名前を呼ばれると、「はいっ」と大きな声で返事をし、起立しました。薄衣校長は、「学校では、ひらがなや漢字を学び、プールや体育館で元気に体を動かし、あいさつがしっかりとできる子どもになりましょう」と学校生活における心構えなどを話しました。

市税の納付 コンビニエンスストアでも可能に

平成24年度分市税から、これまでの金融機関や市役所に加え、納期限内に納付する場合は、全国のコンビニエンスストア（以下、コンビニ）でも納付できるようになりました。コンビニで納付できる納付書には、バーコードが印刷されています。

▽コンビニで納めることができる税金 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）

▽納付できるコンビニ ローソン、ファミリーマート、セブン・イレブン、サークルKサンクス、ミニストップ、セイコーマート、スパーク北海道、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セーブオン、ココストア、スリーエフ、コミュニティストア、エブリワン、RIC マート ※ゴシックは、市内にあるコンビニです。

▽納付書の様式が変更に コンビニで納付できる納付書は、バーコードが印字されています。これまでの納税通知書は、ホチキスで綴じられ冊子になっていましたが、これからは納付書が納期別に 1 枚ずつになっています。(ホチキスなどで留めるとコンビニでは納付できません)

※期別を確認して使用してください。第1期を納めるつもりで、第2期の納付書で納付すると、あくまでも第2期分として収納されますので、あらためて第1期を納めていただくことになりますので、各納期の納付書を間違えないようにしましょう。

▽次のような納付書はコンビニでは納付できません

(これまでどおり金融機関などで納付してください)

- ・バーコードが印刷されていない納付書
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・納期限が過ぎた納付書（バーコードが印刷されていてもコンビニでは納付できません）
- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を超える納付書（バーコードが印刷されていません）

[illegible]

納め忘れのない口座振替を

◎口座振替の利用は、納付書または領収書と通帳の印鑑を持参の上、市内の金融機関・郵便局に申し込んでください。

※納期限が近づいたら、残高の確認をお願いします。

【コンビニ納付の問い合わせ先】 税務課収納係（内線110、111）まで。

震災による平成23年度分市税の減免申請 5月31日(木)まで

震災で全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた人の平成23年度分市税の減免申請の申し込みは、5月31日(木)までとします。

【家屋被害調査(一次調査)の申請は5月31日(木)まで】

震災で被害を受けた家屋の「り災証明書」の発行には、調査が必要です。市では、すでに市内全域の外観による一次調査は終わっています。津波被害は、平成23年3月22日から3月28日の間に延べ4,800棟、地震被害は平成23年7月4日から7月25日の間に延べ4,584棟を調査済みです。

もし、震災で被害を受けた家屋で、調査もれなどにより「り災証明書」の発行を受けられない家屋がある場合には、調査が必要ですので、早めに申請してください。

なお、家屋被害調査(一次調査)の申請は5月31日(木)までとします。調査日程については、後日個別に連絡します。

詳しくは、税務課資産税係(内線101、102)まで。

【平成23年度市県民税・国民健康保険税の減免について】

震災によって被害を受けた人は、次のような減免措置の適用を受けられる場合があります。国民健康保険税は、納税義務者の属する世帯の生計維持者が該当した場合のみ、減免の対象となります。

◆震災により居住する住宅に一定割合以上の損害を受けた場合

全壊の場合は10分の10、大規模半壊または半壊の場合は10分の5の割合で減免となります(申請は不要)。ただし、り災場所に住民登録のない人で、居住していたことを証明する書類などを提出して、り災証明書の交付を受けた人は申請が必要です。その際は、り災証明書を持参してください。

◆納税義務者が下記のいずれかに該当する場合

減免の事由	減免の割合	申請の有無
①震災により、死亡もしくは行方不明となった場合	10分の10	不要
②生活保護法の規定による扶助を受けることとなった場合(市県民税のみ)		
③震災により、重篤な傷病(1カ月以上の入院を伴った傷病)を負った場合		必要
④震災により、事業などを廃止もしくは失業することとなった場合		

※1. ③、④に該当する場合は申請が必要です。③の場合は医師の診断書、④の場合は事業などの廃止または失業の状態を証明する書類(雇用保険受給資格者証など)を持参してください。

※2. 国民健康保険税の減免申請をする場合、④に該当し、雇用保険受給資格者証を持っている人は、特例対象被保険者等にかかる軽減申請となります。すでに税務課で手続き済みの人には、順次特例が適用されます。

◆事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入(以下、事業収入など)のいずれかが減収した場合

平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下でかつ、震災により平成23年中における事業収入などが前年に比べ3割以上減収することが見込まれる人は、平成22年中の所得に応じて減免の対象となる場合があります。

平成22年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下の場合	事業収入などにかかる所得に対する市県民税額の10分の10
300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
750万円を超え1,000万円以下の場合	10分の2

※該当する場合は申請が必要です。平成23年中の所得が分かるものを持参してください。

【減免の申請手続きについて】

申請手続きには、納税通知書、印鑑、納税義務者名義の通帳および上記の必要書類などを持参の上、市役所税務課まで相談してください。なお、減免申請書などは、市役所税務課の窓口に備え付けてあります。審査後、減免の可否・減免額を決定し通知します。減免適用までには時間を要し、また、被害を受けた程度により減免の対象とならない場合もありますので、その間は通常どおり納付をお願いします。納付済みの税額に減免が適用される場合、その差額は、後日納税義務者の口座に還付します。

【市県民税・国民健康保険税に関する問い合わせ先】税務課市民税係(内線113・114)まで。

身体に障がいのある人、被災車両の所有者が対象です

軽自動車税の減免などのお知らせ

1. 身体などに障がいのある人へ

身体や精神に障がいのある人が所有する軽自動車やバイクなどに対して、軽自動車税の減免制度がありますので、①または②に該当する人は申請してください。

【申請条件】

- ①身体や精神に障がいがあり、歩行が困難な人などが所有している場合
- ②身体や精神に障がいがある人の通院・通学・通所・生業などのために、家族または介護者が週1回以上または月4回以上運転している場合。（ただし、身体に障がいのある人が18歳以上の場合は、本人所有に限ります）

【申請期間】

5月7日（月）～24日（木）午前8時30分～午後5時15分まで（土・日を除く）

【注意事項】

- ①障がいの程度によって、減免の対象にならない場合があります。
- ②申請をする前に軽自動車税を納付すると、免除申請することはできません。
- ③普通自動車税の減免を受けた人は該当しません。また、減免を受けると福祉タクシーの助成を受けられません。

2. 東日本大震災で被災した車両の代わりに軽自動車を取得した人へ

被災した車両の代わりに、新たに軽自動車を取得した人は、税務課に届け出ることにより、平成23年度から25年度までの軽自動車税が非課税となりますので、被災車両の廃車手続き（永久抹消）後に税務課で手続きを行ってください。

*被災車両と代替車両の所有者が一致する場合のみ、非課税の対象となります。

*被災車両の所有者が死亡し、その相続人が代替車両を取得した場合も、代替性が認められれば非課税の対象となります。

3. 東日本大震災で被災した車両の税止めが済んでいない人へ

さきの震災により被災した車両は、税務課に届け出ることにより、平成23年度の軽自動車税が非課税となりますが、原則として5月31日までの受け付けとさせていただきます。まだ税止めをしていない人は早めの手続きをお願いします。

詳しくは、税務課市民税係（内線113・114）まで。

平成24年度納期一覧表

月 税目	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
固定資産税			1 期 7/31		2 期 10/1			3 期 12/25		4 期 2/28
軽自動車税 市 県 民 税	軽自動車税 5/31	1 期 7/2		2 期 8/31		3 期 10/31			4 期 1/31	
国民健康 保 険 税			1 期 7/31	2 期 8/31	3 期 10/1	4 期 10/31	5 期 11/30	6 期 12/25	7 期 1/31	8 期 2/28

●平成24年度上半期工事発注予定を公表●

市が、平成24年度上半期に発注する予定の250万円以上の工事について、入札・契約手続きのより一層の透明性を確保するため、次のとおり発注予定を公表します。

なお、今回公表する発注予定工事の内容については、公表時点での予定であるため、実際に発注する工事が公表内容と異なる場合があります。

※工事名（工事場所）記載順は順不同

【第1四半期（4月～6月）】

- 清掃センター仕舞い工事（高田町字大隅地内）
- 公共施設解体工事（高田町字館の沖地内ほか）
- 下矢作地区農業集落排水施設災害復旧工事（矢作町越戸内地内ほか）
- 広田地区漁業集落排水施設災害復旧（23災第集落1号）工事（広田町字久保地内ほか）
- 矢の浦地区漁業集落排水施設災害復旧（23災第集落2号）工事（小友町字矢の浦地内ほか）
- 23災道路災害復旧工事 22件（小友町字瀬沢地内ほか）
- 消防救急通信設備災害復旧工事（高田町字鳴石地内ほか）
- 小友分団第2部屯所改修工事（小友町字泉田地内）
- 市立高田小学校ほか3校災害復旧工事（高田町字下和野地内ほか）
- 市立米崎中学校ほか1校災害復旧その他工事（米崎町字神田地内ほか）
- 市立高田小学校運動場等災害復旧工事（高田町字下和野地内）
- 市立小友小学校運動場等災害復旧工事（小友町字宮崎地内）
- 市立竹駒小学校運動場災害復旧工事（竹駒町字仲の沢地内）
- プレハブ会議室等設置工事（高田町字鳴石地内）
- 災害派遣職員用宿舎建設工事（高田町地内）
- 旧矢作小学校浄化槽設置工事（矢作町字愛宕下地内）

【第2四半期（7月～9月）】

- クレーン等オーバーホール工事（高田町字大隅地内）
- 不燃物処理施設整備工事（高田町字大隅地内）
- 斎苑外構補修工事（高田町字太田地内）
- 林道松の坂線開設工事（気仙町字牧田地内）
- 只出漁港災害復旧工事（小友町字谷地館地先ほか）
- 根岬漁港災害復旧工事（広田町字根岬地先ほか）
- 大陽漁港災害復旧工事（広田町字大陽里地内ほか）
- 両替漁港災害復旧工事（小友町字両替地先ほか）
- 脇之沢漁港災害復旧工事（米崎町字脇の沢地先ほか）
- 陸前高田市公共下水道污水管渠設置工事（高田町字西和野地内）
- 防災集団移転促進事業（陸前高田市内）
- 市立長部小学校ほか5校災害復旧工事（気仙町字牧田地内ほか）
- 市立広田小学校屋内運動場耐震補強工事（広田町字大久保地内）
- 市立米崎小学校プール改修工事（米崎町字川内地内）
- 和野高区水系配水管新設工事（高田町字大隅地内）
- 配水管布設工事（大隅工区）（高田町字大隅地内）
- 三陸縦貫道整備工事に伴う配水管布設替工事（大隅工区）（高田町字大隅地内）
- 三陸縦貫道整備工事に伴う配水管布設替工事（相川工区）（竹駒町字相川地内）

詳しくは、財政課財政係（内線152）まで。

市役所庁舎内配置図

所在地 〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL 0192-54-2111 (代表)

FAX 0192-54-3888 (代表)

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

駐車場

車庫

4号棟

3号棟

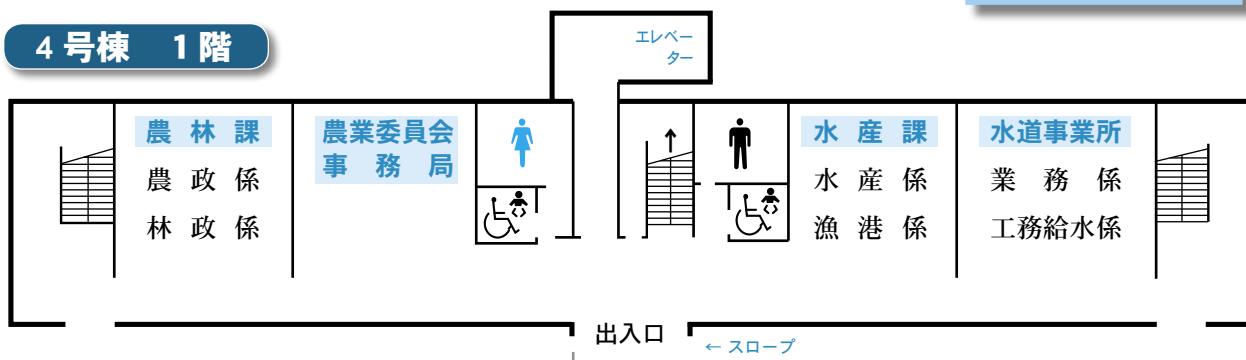
2号棟

1号棟

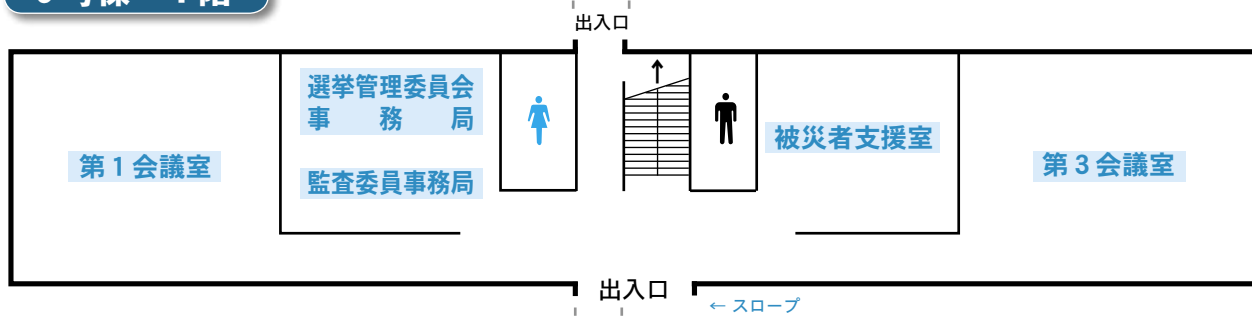
ATM

駐車場

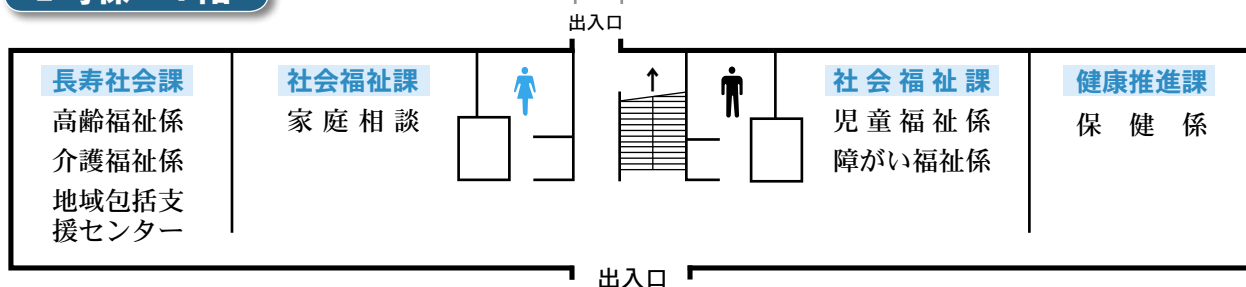
4号棟 1階



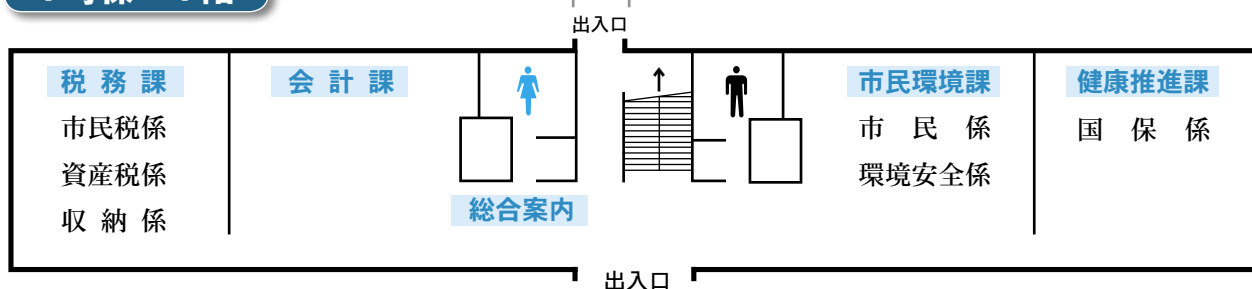
3号棟 1階



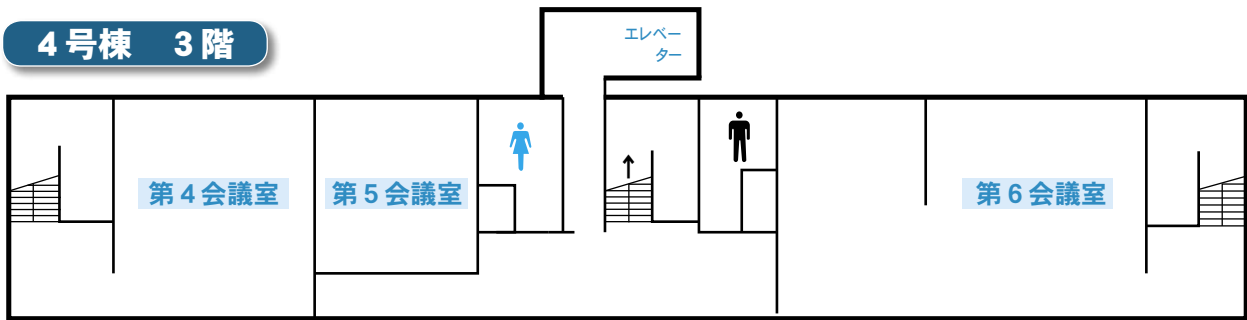
2号棟 1階



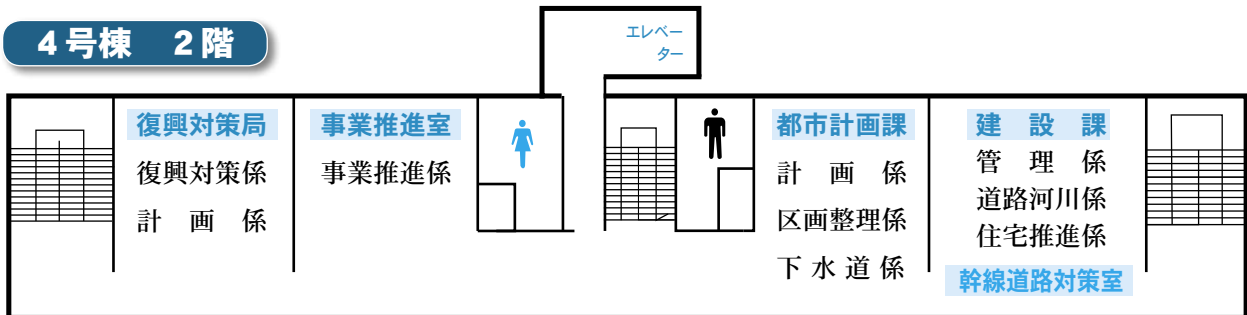
1号棟 1階



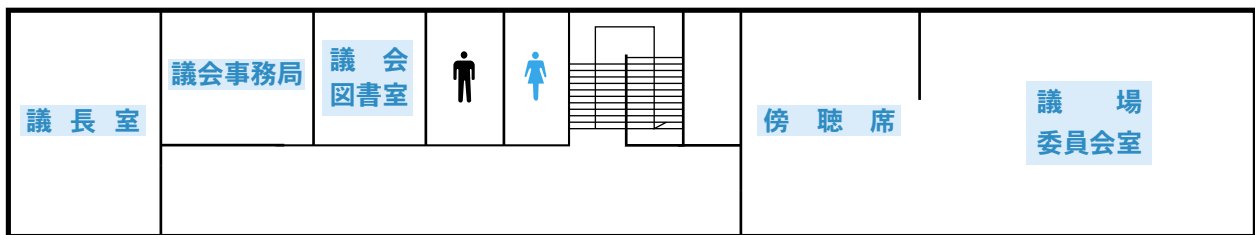
4号棟 3階



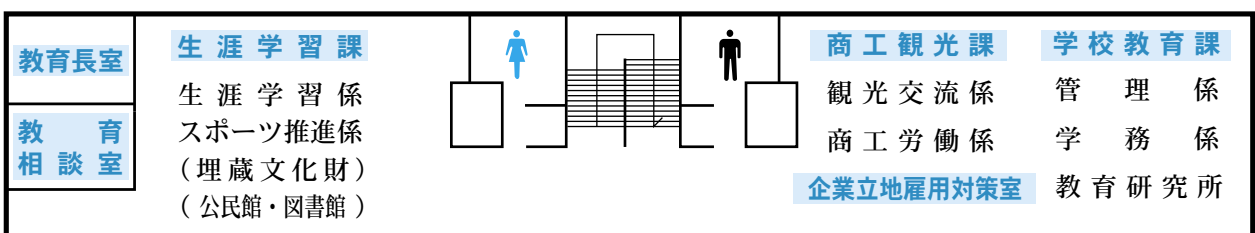
4号棟 2階



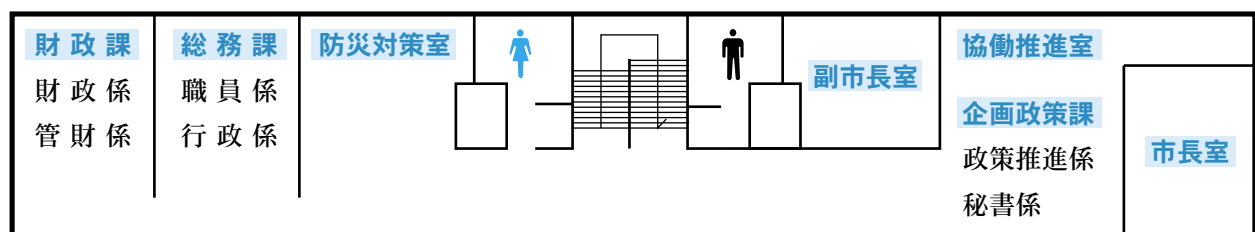
3号棟 2階



2号棟 2階



1号棟 2階



被災前と被災直後の動画・写真・資料を収集しています

311 まるごとアーカイブス



「311 まるごとアーカイブス」は、被災地の過去、現在、未来の記録を残し、個人情報や肖像権、著作権に配慮した上で、これらの記録をインターネット上で公開し、防災学習や防災研究などの貴重な資料とするプロジェクトです。

市民の皆さんの中で、被災前の街並みや風景、伝統行事、文化財、歴史的建造物、市民の活動などを記録した動画や写真を持っている人は、ご協力をお願いします。

なお、提供いただく際は、市協働推進室に備え付けの「写真・ビデオ映像の肖像権に関する承諾書」「提供する写真・動画等の使用許諾同意書」に署名をお願いします。

▽動画・写真などの提出先 市協働推進室

▽本プロジェクトの活動内容

- ①被災地の過去の映像の収集とデジタル化
- ②津波で流されたアルバムや写真の返還とデジタル化
- ③津波映像や避難行動の写真などの収集と公開
- ④被災地の撮影と公開
- ⑤行政の災害対応文書などのデジタル化と検証
- ⑥地域コミュニティの復興過程の参加型の記録と公開、上映
- ⑦地場産業の復興過程の記録と公開
- ⑧子どもの目線で長期に復興を記録、上映
- ⑨社会科の補助教材の製作
- ⑩コミュニティ放送、CATVの放送記録のアーカイブ
- ⑪被災者の避難行動の聞き取り
- ⑫道路からの360度撮影を測量
- ⑬ボランティア体験談のアーカイブ

詳しくは、協働推進室（内線173）まで。



市政について
皆さんの声を
届けましょう

◆市長直送便を再開◆

震災の影響で休止していた「市長直送便」を再開しますので、市長に対して意見・要望などがありましたら、次ページの様式にその旨を記入し、郵便ポストに投函してください。

市長直送便は、開封しないまま直接市長に手渡されます。原則として回答は行いませんが、市民の皆さんにお知らせしたい提言や疑問の多いものなどへの回答は、随時広報で紹介します。

なお、内容によって、広報やホームページなどで公開するものがあります。また、広報に掲載する際には、すべて匿名とします。さらに、プライバシーに関する秘密は厳守しますので、安心して投函してください。

▽その他 市長直送便の用紙は、市役所一階玄関付近に配架しています。

詳しくは、協働推進室（内線173）まで。

『市長直送便』で、 あなたの考えを市政に反映させよう！

『市長直送便』は、すべて直接市長に手渡されます。市長から必要に応じて関係課へ回付され、あなたの意見や提言が市政に生かされるシステムになっています。

市政に関することなら何でも結構です。陸前高田市の未来への提言、疑問に思っていること、市政に関して日ごろから感じていることなど、何でも気軽に書いて投函してください。

の り し ろ

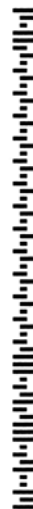
0292290

(受取人)

陸前高田市役所

『市長直送便』

陸前高田市長 戸 羽 太 行



料金受取人払郵便



差出有効期限
平成26年2月
28日まで
郵便切手は
いりません

差出人

町 (男・女 歳)

いただいた手紙の内容に対しては、原則として回答は行いませんが、市民の皆さんにお知らせしたい提言や疑問の多いものなどへの回答は、随時広報で紹介します。

※注 意

投函される皆さんへお願いです。

- ・差出人の住所、氏名、電話番号をお書きの上で、投函してください。広報掲載時や、市長が各課に調査指示する際、内容を確認する場合に連絡することがあります。
- ・広報に掲載する際にはすべて匿名とします。また、プライバシーに関する秘密は厳守しますので、安心して投函してください。

陸前高田市長 戸 羽 太 行

差出人 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____

きりとり線

きりとり線

折れ線

のりしろ

折れ線

のりしろ

折れ線

折れ線

きりとり線

きりとり線

※封筒の作り方

- 1 きりとり線で切り取ってください。
- 2 この面が内側に来るように、折れ線表示に添って内側に折り込み、のりしろ部をのりやセロハンテープなどで貼ってください。

この封書は、切手を貼らずにそのまま郵便ポストに投函できます。

のりしろ

被災中小企業者への支援制度のお知らせ

市では、東日本大震災により被害を受けた市内中小企業者の早期の事業再建を支援するため、「中小企業被災資産復旧事業費補助金（復旧補助金）」及び「被災中小企業事業再開支援補助金（再開補助金）」の交付制度を制定しました。補助金の申請をする場合は、下記の内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。

	中小企業被災資産復旧事業費補助金 (復旧補助金)	被災中小企業事業再開支援補助金 (再開補助金)
補助対象者	東日本大震災により、事業拠点の主たる事業用資産が滅失し、市内で事業を再開しようとする市内の中小企業者	東日本大震災によって被害を受け、事業の再開に必要な施設・設備等の整備（購入、修繕等）を行う市内の中小企業者
対象業種	中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する業種 (※医療業（療術業は除く）、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、郵便局、協同組合、学術・開発研究機関を除く。)	
補助金の対象となる経費	東日本大震災により滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な「建物及びその附属設備」、「構築物」、「機械及び装置」の取得に要する経費 ※中小機構が整備した仮設店舗への内・外装工事費や電気設備工事費等は、対象となりません。 ※建物や機械等の修繕費やリース料は、対象となりません。 ※車両や備品の購入は、対象となりません。	事業の再開に必要な資産（建物及び附属設備、機械、車両、工具、備品等）の購入や修繕に要する費用 ※車両については、一部対象とならない車種があります。詳しくはお問い合わせください。
補助率	補助対象となる経費の2分の1以内	10 / 10
補助限度額	製造業、宿泊業（旅館、ホテル） 2,000万円 その他の業種 300万円	50万円
	※復旧補助金及び再開補助金のどちらも申請される場合（平成23年度において再開補助金の交付を受けている場合を含む）、補助限度額は復旧補助金の限度額を超えないよう調整を行います。	
対象期間	・平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及して適用することが可能。 ・平成25年3月31日までに補助事業を完了し、事業を再開すること。	
要件	・復旧経費（取得費）が100万円以上 ・復旧する事業拠点の主たる施設設備が滅失していること ・納期の到来した市税を完納していること ・平成27年度末までに、被災時の従業員数を回復すること	・被災以前から市内に事業所を有しており、被災後においても市内で事業を再開すること ・納期の到来した市税を完納していること ・平成23年度に本補助金の交付を受けていないこと
申請書類	補助金交付申請書（企業立地雇用対策室に備え付けてあります。）	
添付書類	・施設設備の被災状況が確認できる書類（り災証明書） ・施設設備の復旧経費が確認できる書類（見積書、工事委託契約書の写し等） ・施設設備の位置図 ・被災時に市内で事業を行っていたことが分かる書類 〔法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〕 〔個人事業主：所得税申告書の写し〕 ・被災時に復旧しようとする施設設備を有していたことを証明する書類（平成23年度固定資産内訳書の写し、償却資産台帳の写し、決算書の写し等）	・資産の購入や修繕等にかかる費用が確認できる書類（見積書、工事委託契約書の写し等） ・り災証明書 ・被災時に市内で事業を行っていたことが分かる書類 〔法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〕 〔個人事業主：所得税申告書の写し〕
申請期限	平成24年12月28日（金）までに申請してください。	
問い合わせ先	企業立地雇用対策室（内線273）	

介護予防指導員・嘱託看護師を募集

市は、6月採用の介護予防指導員、嘱託看護師を募集しています。

		介護予防指導員	嘱託看護師
業 務 内 容		高齢者が要介護状態になることを防ぐため、介護予防教室で指導サポートなどを行う。	母子保健・各種予防接種の補助および各種検診などの補助を行う。
資 格 要 件		・市内およびその周辺地域に在住の人で、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師及び准看護師のいずれかの免許資格を有する人。 ・普通自動車運転免許証所持	・市内およびその周辺地域に在住の人で、看護師免許または准看護師免許を有する人。 ・普通自動車運転免許証所持
募 集 人 数		3 人	1 人
勤 務 条 件 等	勤 務 場 所	市役所健康推進課	
	報 酬 な ど	月 額 18万円程度	
	勤 務 時 間	月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで（休憩時間60分）。ただし、週29時間勤務	
	雇 用 期 間	平成24年6月1日から平成25年3月31日まで	
	休 暇 な ど	非常勤職員人事事務取扱要領の規定による日数	
	加 入 保 険	健康保険（介護保険含む）、厚生年金保険、雇用保険	
応募手続き	受付期間	5月10日（木）から18日（金）まで	
	提出書類	履歴書を持参または郵送で提出のこと	
選 考 方 法		書類審査、面接審査	
審 査 日		5月22日（火）	
審 査 場 所		市役所仮庁舎4号棟3階第5会議室	
申 し 込 み ・ 問 い 合 わ せ 先		〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 民生部健康推進課保健係 0192-54-2111（内線242）	

子どもが撮った「陸前高田の写真」大募集！

現在、国内そして全世界に感謝の想いを伝える「陸前高田市メッセージDVD」を制作しています。そのDVDの中に、市内の子どもたちが撮った写真を取り入れたいと考えています。

ついては、次のとおり「子どもが撮った写真」を募集しますので、多くの応募をお願いします。

▽対象 市内在住の小・中・高校生

▽内容 現在の陸前高田の人（家族・友だち・働く人など）、日常のひとコマ、街の風景、自分の好きな場所など。なるべく多くの写真が必要なので、1人何枚でも応募可能です。

▽応募方法 写真データを保存したCD-Rなどに、子ども・保護者の氏名、連絡先を明記の上、生涯学習課まで郵送または持参してください。

▽申込先 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42-5 陸前高田教育委員会生涯学習課 子どもが撮った「陸前高田の写真」係

▽締め切り 5月16日（水）必着

▽その他 応募した写真データ、CD-Rは返却しません。また、人物写真の場合、被写体となっている人の承諾を得たもののみ応募願います。

詳しくは、生涯学習課（内線250）まで。

(特別) 児童扶養手当、特別障害者手当などの手当額改定のお知らせ

1、4月から標記手当額が改定されました

消費者物価指数の下落に伴い、(特別) 児童扶養手当などの手当額が4月から、下表のとおり改定されました。

・児童扶養手当

区 分	平成24年3月分まで	平成24年4月分から
全 部 支 給 者	41,550円	41,430円
一 部 支 給 者	41,540円～9,810円	41,420円～9,780円

・特別児童扶養手当

区 分	平成24年3月分まで	平成24年4月分から
1 級	50,550円	50,400円
2 級	33,670円	33,570円

・特別障害者手当等

区 分	平成24年3月分まで	平成24年4月分から
特別障害者手当	26,340円	26,260円
障害児福祉手当	14,330円	14,280円
経過福祉手当	14,330円	14,280円

2、平成23年度発行の(特別) 児童扶養手当証書を持っている人へ

手持ちの証書の手当額を改定後の手当額に読み替えて、そのまま使用してください。本年度提出する現況届および所得状況届提出の際に、手持ちの証書を返却してください。

なお、紛失した人は、(特別) 児童扶養手当証書亡失届を提出してください(用紙は担当課にあります)。

【問い合わせ先】 社会福祉課 児童扶養手当(内線231) 特別児童扶養手当(内線231) 特別障害者手当など(内線233) または、沿岸広域振興局保健福祉環境部福祉課(25-2702) まで。

● 第一中学校敷地内で診療しています ● 岩手県医師会高田診療所

5月の診療日程

岩手県医師会では、第一中学校体育館西側で診療所を開設しています。5月の診療日程は下表のとおりです。

期 日	診療(受付)時間	診 療 科
5月 6日(日)	11:00~16:00	内科系、外科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
5月 9日(水)	15:00~18:00	小児科、泌尿器科、皮膚科
5月10日(木)	15:00~18:00	内科系、外科系
5月12日(土)	15:00~18:00	内科系、外科系、小児科、心療内科
5月13日(日)	11:00~16:00	外科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
5月16日(水)	15:00~18:00	小児科、泌尿器科
5月17日(木)	15:00~18:00	外科系
5月19日(土)	15:00~18:00	内科系、外科系、小児科、泌尿器科、心療内科
5月20日(日)	11:00~16:00	外科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
5月23日(水)	15:00~18:00	小児科、泌尿器科
5月24日(木)	15:00~18:00	外科系、小児科
5月26日(土)	15:00~18:00	内科系、外科系、小児科、心療内科
5月27日(日)	11:00~16:00	内科系、外科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
5月30日(水)	15:00~18:00	外科系、小児科
5月31日(木)	11:00~16:00	内科系、外科系、小児科

※診療科は、日によって異なります。また、都合で変更になる場合があります。

詳しくは、高田診療所(☎53-2110)まで。※診療日のみ通話可



さとう のん
ちゃん

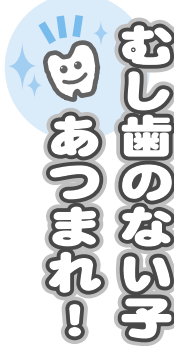


すがわら ゆめみ
ちゃん



たにふじ さえ
ちゃん

3歳6か月児健診から
◆平成二十四年四月健診分①



東日本大震災

「法律援助事業」を開始

四月から法テラスによる東日本大震災被災者援助特例法が施行されました。

【無料法律相談について】

▽対象者

平成二十三年三月十一日に自宅や営業所などが被災地(※)にあった人
※市内全域を含め、岩手県内・宮城県内全域など

▽内容

・弁護士・司法書士による「無料法律相談」を利用できます。

▽相談事例

・被災した住宅のローンの問題、その他借金(二重ローン)の支払い。
・震災によって亡くなった家族の相続などの問題。
・震災によって生じた土地の境界線の問題など。
※まずは、電話で相談してください。

▽市内の相談先

・ひまわり法律事務所(☎47-3613) 平日の午前九時〜午後五時(高田町字鳴石50-10)
・司法書士相談センター(☎47-3244) 水曜(午後一時〜五時)、土曜(午後一

時〜六時)、日曜(午前十時〜午後三時)(竹駒町字相川154-21)

▽その他

相談は、無料。事前に電話で予約してください。

詳しくは、市民環境課環境安全係(内線131)まで

募集しています

県食品表示ウォッチャー

県では、食品表示ウォッチャーの募集を行っています。

▽業務内容

・食品の表示状況のモニターおよび報告(年四回程度)
・不適正な食品表示の情報提供

・食品表示に関する研修会への参加

▽申込締切 五月十五日(火)

▽申込先 県庁県民くらしの安全課

詳しくは、同課(☎019-629-15322)まで。

皆さんの悩みに対応します

無料法律相談を開催

市顧問弁護士による無料法律相談を、次のとおり開催します。

▽日時 五月二十五日(金)

午後二時〜二時三十分受付、午後二時三十分相談開始

▽会場 竹駒コミセン

▽内容

相続、保険、借家その他支援の他、私的整理ガイドライン(二重ローン)に関する相談など。

※相談は無料です。予約は不要で、当日の受付順の相談になります。

詳しくは、市民環境課環境安全係(内線121、131)まで。

仮設住宅に居住の皆さんへ

退去時の注意点のお知らせ

最近、仮設住宅からの退去者が見受けられますが、退去時の注意点をお知らせします。

▽注意点

◎次のものは、仮設住宅に置いたままにしてください。

・石油ファンヒーター、消火器、洗濯機置き場の排水口に接続するL字型の管、カーテン、アコーディオンカーテン、エアコン、ガスコンロなど最初から設備されているもの。

◎電気・電話・水道・ガスなどの手続きは、各自で行い、精算を済ませてください。

また、次の入居者が早く入居できるよう、退去時に、落書き・汚れ・シールをはがした跡・タバコによる異臭変色などがひどい場合には、補修していただく場合があります。

ので、注意願います。

詳しくは、建設課住宅推進係(内線475)まで。

新緑の氷上山を堪能しませんか

氷上山山開き五月十三日開催

気仙の登山シーズンの幕開けを告げる氷上山山開きを、五月十三日(日)に行います。

▽当日の日程

・午前九時〜九時三十分 山開き式(高田町氷上神社)
・午前九時三十分 各自登山口から出発

・午前十一時 祈禱(きとう)ケ原到着

・正午 とん汁無料サービス(先着二百人)

詳しくは、商工観光課観光交流係(内線271、272)まで。

被災した個人の皆さんへ

市個別相談会のお知らせ

震災の影響により既存の借り入れの返済に困っている人に、「私的整理に関するガイドライン」に基づく債務の整理について、相談会を開催します(相談は無料)。

▽対象 「津波や地震で家も車も失ったのに、ローンは残って支払が難しい」「事業を再開したいが、地震で壊れた設備の負債が残っている」な

慶 弔 (届出日：3/16～4/15)

◇出生 () は字名・保護者・出生日

矢作 …
 横田 佐々木 遥 希 (三日市・良彦・3/24)
 竹駒 阿 部 菜 (細根沢・孝洋・3/12)
 気仙 …
 高田 …
 米崎 熊 谷 美 桜 (堂の前・大樹・3/15)
 藤 崎 隼 (神田・満・3/20)
 飯 島 華 恋 (松峰・修一・3/25)
 金 野 蒼 龍 (堂の前・敏彦・4/2)
 小友 …
 広田 村 上 愛 桜 (山田・智一・3/21)

◇おくやみ () は字名・年齢・死亡日

矢作 川 村 ミサ子 (諏訪・78・4/2)
 熊 谷 利 一 (坂下・67・4/8)
 横田 菅 野 修 (狩集・64・3/27)
 菅 野 キサヲ (堂の沢・89・4/7)
 三 嶋 武 雄 (砂子田・87・4/9)
 竹駒 伊 藤 春五郎 (上細根・91・3/25)
 菅 野 昇 (仲の沢・53・3/28)
 気仙 四ツ目 幸 雄 (的場・80・H23.3/11)
 高田 佐 藤 美 智 (曲松・68・H23.3/11)
 菅 野 節 子 (栃ヶ沢・74・3/23)
 田 村 オクニ (鳴石・92・3/26)
 新 沼 初 夫 (大隅・73・4/4)
 米崎 新 沼 廣 八 (川向・81・4/6)
 小友 吉 田 聖 子 (新田前・50・3/29)
 広田 佐々木 藤 也 (泊・46・3/21)
 畠 山 満 (平畑・87・3/21)
 前 川 スミ子 (袖野・81・3/22)
 假 谷 喜 一 (平畑・79・3/23)

▽日時 五月十五日 (火) 午



うえだ みずき ちゃん



おいかわ りん ちゃん



ささき かずや ちゃん

▽相談日時 毎週月曜日から金曜日 (祝日を除く) の午前

震災で被災した人の住宅再建について、個別相談窓口を開設しています。

被災者を対象に 住宅再建等個別相談窓口を開設

※受付時間：平日午前九時～午後五時

▽電話による相談 コールセンター (0120-1380183)、岩手支部 (019160613622)

※予約は不要です。

▽会場 市役所

午前十時～午後三時

午後三時、七月十七日 (火)

午前十時～午後三時

午後三時、七月十七日 (火)

午前十時～午後三時

午後三時、六月五日

県が策定した産業再生復興推進計画が国に認定され、「産

事業者向け説明会

県産業再生復興推進計画

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、復興対策局 (内線 440441) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

詳しくは、同課 (019162916931) まで。

伴真純コンサート

ソプラノ歌手の伴真純さんが、復興支援コンサートを行います。

伴真純コンサート

復興を後押しします

▽日時 (場所) 五月十二日 (土) 午前十時 (米崎保育園、午後一時三十分 (第一中学校))

▽曲目 浅見陽子

▽曲目 夕焼け小焼け、われは海の子、浜辺の歌、千の風になって、エーデルワイスほか

介護支援専門員

実務研修受講試験支援講座

介護支援専門員の試験合格を目指す人を対象に、各分野の重点ポイントを学ぶ講座を開講します。

▽期日 七月二十八日 (土) 二十九日 (日)

▽会場 福祉交流施設ふれあいランド岩手

▽定員 百人

▽受講料 一万三千元 (テキスト代別)

▽申込期限 七月二十日 (金) 必着 (先着順)

▽その他 申込方法、受講料の納入など、詳細は県高齢者福祉生活協同組合 (019165315830) に問い合わせてください。

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

復興を後押しします

派遣職員紹介 ⑦

企画部協働推進室 報道担当主査
古賀 龍一郎 さん



プロフィール 古賀 龍一郎 (こが りゅういちろう)

佐賀県武雄市出身。大学を卒業後合併前の北方町役場に入庁。企画、農林、建設、下水道などで経験を積み、武雄市合併前には合併事務局に出向。合併後建設課に勤務した後、平成二十二年度から二年間武雄市長秘書官となる。市長秘書を務める傍ら自治体のツイッター、フェイスブックの活用促進を行い、自治体の新しい情報発信の仕組みを創っていった。今年四月より陸前高田市に派遣。主に市の情報発信にかかる改革を進めている。

九州では震災の恐ろしさはテレビ、ネットなどでしか知ることができませんでした。昨年五月に初めて陸前高田市を訪問した時には言葉にならない衝撃を受けたことを、今でも鮮明に覚えています。それから何度か訪問させていただきましたが、なかなか進まない復興の状況を目の当たりにしたことから、今年三月に派遣の相談があった時には、二つ返事で受けさせていただきました。

遠く離れた九州などには、震災後一年経ってテレビなどで取り上げる回数もすっかり減り、被災地は順調に復興しているものだと勘違いしているところもあります。実際に現地に立たなければ分からないことがたくさんあります。被災地の皆さんはとても明るく、地元を復興させようと頑張っておられます。

このような皆さんの姿を、そして被災地を忘れられないよう、今まで以上に情報を発信していきたいと思っています。そして、元気な街が蘇るために少しでもお役にたてるよう、陸前高田市の職員として頑張っていきます。

数字で見る陸前高田市

市内の火災救急活動 (3月)

() は1月からの累計

- ◆建物 0件 (1件)
- ◆林野・その他 1件 (2件)
- ◆出動件数 50人 (192人)
- ◆搬送人員 48人 (188人)

市の人口 (3月31日現在)

◎住民登録人口 () 内は前月比

- | | | |
|---|---------|--------|
| 男 | 10,033人 | (△78) |
| 女 | 10,780人 | (△93) |
| 計 | 20,813人 | (△171) |
- ※前年同月との比較 (前年度実績なし)
- 世帯数 7,458世帯 (△38)

市内の交通事故 (3月)

大船渡警察署調べ。() は1月からの累計

- ◆人身事故 2件 (10件)
- ◆物損事故 37件 (109件)
- ◆負傷者 2人 (10人)
- ◆死亡者 0人 (1人)
- ◆飲酒運転 0人 (0人)